

文書管理・電子決裁システム導入に係る情報提供依頼（R F I）実施要領

1 背景と目的

本市では、これまで紙媒体で行っていた一連の文書サイクル（収受～起案～決裁～施行～保管・保存～廃棄）の電子化を進めるため、文書管理・電子決裁システム（以下「システム」という。）の導入を検討しています。

システムの導入にあたり、ペーパーレス化や適正な文書サイクル管理、事務の効率化を推進する観点から、広く事業者の皆様より情報を収集し、今後のシステム調達に活用したく存じますので、情報提供にご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

2 実施期間

令和8年9月7日（月）～令和8年10月7日（水）

3 公表資料

- ・文書管理・電子決裁システム導入に係る情報提供依頼書（RFI）[本書]
- ・運用・保守項目一覧表兼役割分担一覧表（資料1）
- ・個人情報及び業務情報の取扱いに関する特記事項（資料2）
- ・情報セキュリティに関する特記事項（資料3）
- ・見積書（様式1）
- ・仕様適合性確認表（様式2）
- ・業務実績確認表（様式3）

4 提出方法・提出期限・提出先

提出方法：電子メールにより提出してください。

提出期限：令和8年10月7日（水）午後5時必着

提出先：清須市総務部総務課（somu@city.kiyosu.lg.jp）

質問受付：本実施期間中、質問がある場合はメールにて随時受け付けます。

回答は個別に行わず、原則として本市ホームページにて公表します。

5 前提要件

次の(1)～(6)を満たしていることを前提要件とします。

- (1) 利用ユーザ（職員 400 名程度）、クライアント端末及びネットワーク環境で、支障なく利用できること。
- (2) システムの安定性、コストパフォーマンスを考慮し、パッケージシステムによる提供を前提とし、原則としてパッケージシステムはカスタマイズを行わないこと。

- (3) 原則として、本市でサーバ等機器を保有することなく、インターネット上で利用できるクラウドサービス（ASP、SaaS 等）として提供されるものであること。ただし、貴社の提案内容上オンプレミス（専用機器設置型）での構築でしか対応できない場合は、その理由及び構成を明記のうえ提案することを妨げない。
- (4) 必要に応じて機能強化や法改正対応を行い、今後 5 年間の長期利用及びソフトウェア（サービス）の保守が行えること。
- (5) 自治体情報セキュリティ対策の β モデルに対応していること。
- (6) 現行システム（FileLifeStation2）からデータ移行した後も、継続して利用できること。

※本書は情報提供依頼（RFI）を目的としたものであり、本書の内容が今後の調達仕様（RFP）を拘束するものではありません。